

奥州市U I ターン促進情報誌作成業務仕様書

1 委託業務名

奥州市U I ターン促進情報誌作成業務

2 業務の目的

首都圏周辺等に在住する若者が奥州市及び奥州市への移住に関心を持つための情報誌として、奥州市のライフスタイルや就職に関する情報を掲載するとともに、それらの情報提供により奥州市への移住を促し、もって奥州市の産業を支える人材の確保を目的とする。

併せて、市ホームページ及びジョブカフェ奥州において、仕事や生活等のU I ターンに関する情報を総合的に提供する。

3 履行期間

契約締結の日から平成28年2月29日まで

4 業務の内容

首都圏在住者向けのU I ターン促進情報誌の作成

(1) 概要

首都圏周辺等に在住する若者等に、まずは奥州市という存在を知ってもらうきっかけとなる情報誌と位置づけ、そこから興味を抱く、調べる、足を運ぶ、そして最終的には移住するに至るまでの判断材料となる情報を掲載する。どんな人たちがいるか・どんな地域か・どんな仕事があるかなど取材し紹介することで、地方のライフスタイルに対する理解を深めさせ、興味や関心を促し、奥州市へ移住・就職を考えてもらえるような情報を提供するために情報誌として発行する。

なお、情報誌の内容は、専用の情報発信ウェブサイトでも閲覧可能とし、さらに広い層へ向け、住む場所、働く場所としての奥州市の魅力を発信するものとする。

(2) 構成・掲載内容

- ①奥州市という地域の紹介、奥州市で生活している人の紹介
- ②U I ターン生活及びU I ターン就職の魅力の紹介
- ③U I ターン者受入れ企業の紹介（実績の有無を問わず）
- ④U I ターン就職を果たした方の紹介
- ⑤U I ターン就職に関するQ&A、ステップ別解説
- ⑥数字で見る奥州市 など

(3) 企画・編集・デザイン

- ①U I ターン希望者向けの冊子であることが分かるタイトル
- ②移住に興味を持つ（手に取ってもらえる）、若者向けの表紙と内容
- ③奥州市内の求人企業のPRとその就職に効果が期待できる紹介方法
- ④掲載内容のインターネットによる発信

(4) 校正

校正は文字校正及び色校正とし、校正ごとに紙ベースによる校正を行う。

(5) 印刷製本

- ①基本仕様 B 5 版フルカラー60頁程度、アジロ製本、上質紙 またはその同等品
- ②印刷部数 10,000部

(6) 配布

東京以北を中心に効果があると思われる関係機関、大学、カフェ、書店、美術館等を自ら500箇所程度選定し、配布するものとする。

※首都圏の主な関係機関

岩手県Uターンセンター、ふるさと回帰支援センター、JOINニッポン移住・交流ナビ、全国移住ナビ など

4 成果品

- (1) 冊子 部数 10,000部
- (2) ホームページの運営 コンテンツ掲載費（月1更新を含む。）

5 著作権

本件業務において作成し、納入した成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、奥州市に帰属する。

6 業務実施における前提条件

- (1) カメラ機材及びパソコン等業務の実施に必要な設備は受託者の責任で準備すること。
- (2) 企画における外部視点の導入は、受託者が行うものとする。
- (3) 企業訪問、家庭訪問等の業務が発生する場合、車両については受託者の責任で手配し、安全運行には十分留意すること。

7 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、奥州市及び奥州商工会議所（以下「市等」という。）と緊密に連携し、疑義が生じた場合は協議の上、これを処理する。
- (2) 業務により得られたデータ及び成果品は、市に帰属するものとし、市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (3) 著作権、肖像権等の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (4) 業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。
また、市等が提供する資料を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (5) 受託者は、業務遂行に当たり個人情報を取扱う場合において、「個人情報の保護に関する法律」及び「奥州市個人情報保護条例」を遵守すること。
- (6) 業務遂行に当たって、申込み及び問合せについては、原則として受託者が対応することとする。
また、業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、市等に報告すること。
受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に市等に報告し、対応を協議すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、市等及び受託者が協議の上、これを決定する。